

「中之条中学校PTA本部役員等の選出について」

中之条中学校PTA運営委員会

1 選出主旨

PTA役員が1人に集中しないように、1家庭1回はPTA役員に参加する。

<参考> 近年、地区別のPTA会員の人数差が大きくなってきた。そのため、中之条中学校PTAでは、令和3年度のPTA総会において「本部役員等選出規程」を改正した。本部役員選出の適正の観点から、PTA役員が個人に集中しないことや、全ての家庭がPTA役員を経験することができるように考慮し、立候補及び各学級ごとの選挙を実施する。

2 選出方法

- 原則、本部役員等の選出は選挙とし、各学級ごとの選挙を実施する。
ただし、本部役員立候補者については、選挙の前に第1次選出を行う。
- 本部役員会を選挙管理委員会(以下、「選挙管理委員会」とする。

(1)選出準備

- ①名簿作成・開票は選挙管理委員会で行い、本部役員候補を選出し、公示する。
承認については、総会で受けるものとする。
- ②PTA本部役員立候補者はオクレンジャー配信にて確認する。
- ③投票用紙は、学校と協力して選挙管理委員会で作成する。
特に、下記に示す項目にあたる免除会員を確認する。
 - ・本部役員は、PTA会員資格を有する期間、役員等選出を免除する。
 - ・専門委員は1年間(翌年のみ)免除する。
 - ・令和4年度役員(本部・専門)以降から免除の対象とする。**また、小学校も令和4年度本部役員以降から免除の対象とする。**

(2)開票及び選出

- ①選挙管理委員会が開票作業を行い、票数の多い人から候補者を決定する。
- ②選挙管理委員会が候補者へ受諾のための連絡確認を行う(内示)
- ③総会にて承認・決定

3 立候補及び投票(各学級ごと)

(1)実施時期

- 原則、11月中旬に実施する。
※最初に、本部役員立候補者をオクレンジャーにより募り、次に、各学級ごとの選挙(本部役員等)を行う。

(2)本部役員選出(立候補及び投票)

- ①立候補(オクレンジャーで立候補者を募る。)
※立候補者の役職は、学年割振内のより上位の役職に立候補するものとする。
※本部役員立候補者が多数の場合は、PTA会員が最終期間の方を優先する。(同じ場合は該当者同士の相談にて決定する。)
- ②立候補以外は、投票により選出する。

※票数の多い人から候補者とする。

※得票数が同じ場合には、P T A会員が最終期間の方を優先する。(同じ場合は該当者同士の相談にて決定する。)

※指定外の記入となっている投票用紙は無効とする。(○を3つ等)

(3) 専門委員選出(投票)

①専門委員については、本部役員の候補者以外で票数の多い人から選出する。

但し、立候補があった場合は、本部役員や専門委員の選出人数を変更する場合がある。

それについては、投票用紙に記載する。

②候補者の選出後は、選挙管理委員会が連絡・確認を行う(承認)。

(4) その他

○都合で本部役員ができない場合は、本部役員ができない理由を明確にして、指定の文書を封筒に入れ、選挙前にP T A事務局(教頭)に提出する。

※提出された文書は、本部役員・専門委員の開票の際に必要に応じて使用するものとし、開票後に提出された全ての文書を破棄する。

○子どもの人数によることなく、1家庭1回の本部役員経験があれば、免除の対象とする。

○新1学年(現小学校6年生)での選出については、小学校へ協力を依頼し、本部役員等の選出規定を周知し、投票を行う。(小学校依頼)

4 その他

○1年次「副会長Ⅰ」となった会員は、2年次「会長」、3年次「顧問」となる。

○2年生は、会長が決定しているため、本部役員候補者の選出は1人となる。